

(公社) 日本馬術連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.equitation-japan.com>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	2021年から2025年までの中期目標を達成するための計画（中期計画）を策定済み。内容については以下のとおり。 I. 中期事業計画 1.馬術の普及・振興 (1)会員の登録・増加(2)公式ウェブサイトのリニューアル(3)主催競技会等の動画配信レベルの向上及び動画配信ページの認知度向上(4)マーケティング活動の更なる発展(5)新生JRA馬事公苑の活用 2.組織の強化(1)外部理事割合の拡大(2)女性理事割合の拡大(3)IF役員ポストの獲得(4)組成団体・関係団体との連携、協同 3.競技力レベルの強化(1)選手の強化(2)主要国際大会における目標設定 4.馬のウェルフェアの推進 5.事業運営の効率化 II. 経営基盤の強化 1.ガバナンスの強化 2.事務局の強化 3.財政基盤の強化 なお本計画の策定にあたっては、役職員および総合企画委員会等から広く意見を募って策定したうえで理事会の承認も得ており、多くの関係者の意見が集約された計画となっている。	中期計画書 メール理事会議事録
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画については、組織体制が小規模で資金力も乏しい当連盟においては、平常業務における即戦力として必要とされる人材さえも獲得が困難な状況にあることから、今まで計画の策定・公表は行っていなかったが、2021～2025中期計画内で計画を記載した。また助成を受けている日本中央競馬会とは、人件費助成及び人材派遣支援について毎年協議を行っており、ガバナンスやコンプライアンスに関して知見を培った人材の派遣を得ている。	中期計画書 JRAへの人材採用計画資料
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	会計年度ごとに事業計画書・予算書を策定し、理事会に諮ったうえで連盟公式サイト上で公表している。また、本年度より中期計画も策定し、財政の健全性を確保するための計画も明示している。これらの計画書の策定にあたっては、連盟内専門委員会である総合企画委員会や財務委員会等から意見やアドバイスを得ることのできる機会を設け、これを反映させて実効性を持たせている。現状予算はオリンピック事業対応予算であることから、オリンピック終了後は、平成27年（オリンピック事業が拡大する前）の水準を基本とした予算規模で事業計画を実現していくものとする。	事業計画書・予算書 中期計画書 理事会議事録

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	外部理事や女性理事の目標割合については、2021~2025中期計画において、激変緩和措置終了後の2023年の役員改選期までに設定する旨明記した。外部理事や女性理事を増やす方策としては、他のNFの女性理事等を登用したり、連盟の女性本部委員を理事に育成していく等取り組むこととする。 なお、2021年の改選期については、外部理事及び女性理事の割合を現状水準より目標割合に近づけるものとする。	中期計画書 役員名簿
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<評議員は不存在>	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	東京2020大会終了後、理事会においてオリンピック馬術競技3種目毎にそれぞれを代表する選手(ナショナルチームメンバーとしての実績)を指名し、2022年3月末までにアスリート委員会を設置する予定。指名対象者の資格としては、オリンピック大会・世界選手権大会・アジア大会・全日本大会選手権競技等の大会に数多く出場した実績を考慮する。この委員会は定期的に開催することとし、委員会で決定されたことについては、理事会での議決事項または報告事項として取り扱うこととする。なお、アスリート委員会規程については、内容を委員候補の選手と協議する必要があるが、現在コロナ禍で海外にいる選手と接触できないため、東京2020大会終了後の2021年12月末までに協議を行い、制定する予定。	アスリート委員会規程
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	現在の理事会の規模は、下部組織の代表及び必要とされる学識経験者から構成されており、様々な分野の専門家が選任されているため適正と判断している。また全理事は競技本部または専門委員会等の委員に任命されており、連盟の業務執行方針や大会要項の素案作成の段階から携わることにより、その意思を業務に反映することが可能となっている。理事会の開催は、定例で7回開催され、定例以外においても緊急の議題が生じた場合は臨時理事会を開催することで、実効性を確保している。	役員名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	規約第18条において役員の定年について、「理事及び監事の定年は、満70歳を迎えた後、最初に行われる役員改選日とする。」と規定されており、70歳以上で理事に就任することはできない。なお、年齢制限規定における例外条項（「理事のうち2名については、理事会の議決によって適用しないことができる。」）については、2022年の社員総会で規約を改正し、激変緩和措置終了後の2023年度役員改選期までに見直しを図る。	規約
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	現在20名の理事中5名が在任期間10年を超えているが、2022年の社員総会で規約を改正し、10年を超えて在任することがなよう在任回数の上限を設ける予定。	
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】 2022年の社員総会で規約を改正し、2023年の役員改選期において上限を設けての役員選出を行う予定。なお「理事の在任期間が10年に達する場合であっても、IF等海外競技連盟の役職者である場合は例外とする。」という例外条項を併せて設定するものとする。	役員名簿、メール理事会議事録、学識経験者役員候補者推薦委員会議事録
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	当連盟の理事は、地区区分・組成団体ごとに推薦された者と、学識経験者から構成されており、地区区分からの役員候補者の選考は地域連絡協議会が、組成団体からの役員候補者の選考は各組成団体が、学識経験者からの役員候補者の選考は、学識経験者役員候補者推薦委員会がその任を負っている。これら各団体・委員会の構成員には理事会役員も含まれているが、理事会からは独立した存在である。なお、地区区分・組成団体ごとに推薦された者については、理事会承認を得る前に外部委員会（基盤団体役員候補者審査委員会）で審議する制度を設けることも検討する。	学識経験者役員候補者推薦委員会規則、学識経験者役員候補者推薦委員会委員名簿、学識経験者役員候補者推薦委員会議事録
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	監事監査規程、役職員倫理規程、会員倫理規程を整備している。	監事監査規程、役職員倫理規程、会員倫理規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	入退会及び会費等に関する規程、理事会運営規則、社員総会運営規則、本部・委員会規程、事務組織規程、会計規程、職務権限規程を整備している。	入退会及び会費等に関する規程、理事会運営規則、社員総会運営規則、本部・委員会規程、事務組織規程、会計規程、職務権限規程
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	文書取扱規程、情報公開規程、個人情報保護規程、公印取扱規程、旅費規程を整備している。反社会的勢力排除に関する規定については連盟倫理規程内に設定されているが、個々の取引契約書内にも条項として整備されている	文書取扱規程、情報公開規程、個人情報保護規程、公印取扱規程、旅費規程
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	役員の報酬等の支給に関する規程、職員給与規程、常勤役員慰労金支給規程を整備している。	役員の報酬等の支給に関する規程、職員給与規程、常勤役員慰労金支給規程
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	寄附金等取扱規程、馬術振興資金規則、国際馬術競技力向上資金規則、緊急時対策・補填資金規則を整備している。	寄附金等取扱規程、馬術振興資金規則、国際馬術競技力向上資金規則、緊急時対策・補填資金規則
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	スポンサーシッププログラム（各年度毎に理事会承認）を整備している。	スポンサーシッププログラム（各年度毎に理事会承認）
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	オリンピック競技大会3種目代表人馬選考基準等選考に関する基準を整備している。選手の肖像権等の権利保護については、選手個人が契約先と権利保護契約を締結している。	オリンピック競技大会3種目代表人馬選考基準

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
18	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	審判員規程、競技会規程を整備している。審判員の各資格級については、取得要件を満たした者が所定の講習会と検定試験を受講・受験し、合格した者のみ認定される。また各資格級の審判員が活動できる範囲（大会レベル・役職等）は、審判員規程に明確に規定されており、大会に執務する審判員の選考においては、この資格級に基づき、能力的な合理性をもって選考されている。（競技会規程においても明示）審判内容の公正性については、各競技会本部、競技本部審判部、理事会と三重のチェック体制で担保されている。	審判員規程、競技会規程
19	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認すること	倫理委員会委員である2名の弁護士との相談・連絡体制を確認している。規程整備の際は必要に応じてこの2名の弁護士に相談し、アドバイスを得ている。	本部・委員会規程、本部・委員会委員名簿
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	2021年の役員改選期に合わせて役職員倫理規程を改正し、倫理委員会にコンプライアンス委員会の機能をもたせる予定。	役職員倫理規程
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	上記により弁護士2名が配置されている倫理委員会委員で対応。	本部・委員会委員名簿
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	職員向けには適宜JRA作成の資料を利用しコンプライアンス教育を行っているが、役員に対しては注意喚起レベルのため、外部講師による役員向けコンプライアンス講習を実施する機会を設けることも考慮。日馬連が主体となったコンプライアンス教育カリキュラムについては、2021年の役職員倫理規程改正後、倫理委員会主導により策定することとした。なお、令和2年のコンプライアンス教育実績は、以下のとおり。 ・令和2年3月23日 日本スポーツ仲裁機構作成「理事その他役職員のためのガバナンスハンドブック」供覧 ・令和2年12月22日 JRAコンプライアンス推進室主催「関連団体コンプライアンス研修会」を受講	JRAコンプライアンス推進室主催関連団体用コンプライアンス研修資料

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	選手に対しては、大会説明会時や強化合宿のときに、指導者に対しては指導者講習会時にコンプライアンス教育（「馬のウェルフェア」、「倫理規程」、「ドーピング注意事項」等）を実施している。 なお、令和2年度のコンプライアンス教育実績は、以下のとおり。 ・選手に倒しては、主催大会（7大会）の大会説明会時に、コンプライアンス教育を実施。 （強化合宿は、新型コロナウイルス感染症の影響により今年度実施せず。） ・指導者に対しては、令和2年11月30日～12月1日にJEF認定指導員養成講習会を、令和2年12月7日～10日にJSPO公認コーチ3専門科目講習会を、令和3年1月18日～20日にJSPO公認コーチ1専門科目講習会を実施し、コンプライアンス教育を実施。	強化訓練合宿資料、強化訓練合宿報告書、指導者講習会資料
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	審判員講習会内で教育（暴力・ハラスメントの根絶について）を実施している。なお、令和2年度のコンプライアンス教育実績は、以下のとおり。 ・令和3年1月23日、2月7日、2月15日に審判員資格等更新講習会を実施し、コンプライアンス教育を実施。	審判員講習会資料
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	法律については倫理委員である2名の弁護士から日常的にサポートを受けており、また税務、会計等については会計士事務所と財務監査の契約を締結し、サポートを受ける体制を構築している。	本部・委員会規程、公認会計士監査契約書
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	連盟役員の中に3名の監事をおき、各事業年度の決算報告を行う前に必ず適正な監査を実施している。各監事の業務遂行にあたっては、連盟が契約した会計士事務所に自由に相談できる体制となっており、また連盟会計課職員が必要に応じて事務援助を行っている。	監事名簿、監事監査規程
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	JOC助成金、スポーツ振興くじ助成金、JRA一般助成金、JRA特別振興資金等各助成金の交付要綱を遵守し、適正に強化事業等を実施している。なお、JRA一般助成金やJRA特別振興資金を各団体等に交付する際は、公文書に要綱の遵守を明記し、交付条件とされる証憑書類について確認を徹底している。	各助成金交付要綱

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	公益法人認定法に基づき作成が義務付けされている各種書類を内閣府に提出し、承認を受けたのち、連盟の公式サイト上で公開している。 参考URL: https://www.equitation-japan.com/about_06.html	事業計画書、予算書、事業報告書、財務諸表
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考基準や選考理由については、連盟機関誌の「馬術情報」や公式サイトに掲載を行い、広く周知している。また適宜選手に対して説明会を実施し、疑義が生じることのないよう努めている。 参考URL: https://www.equitation-japan.com/index.php?menuindex=posts&cat=18&pno=7392	代表人馬選考基準
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコード適合性審査自己説明の公表を2021年2月中旬に実施。	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	役職員倫理規程、会員倫理規程により利益相反によるガバナンス及びコンプライアンス違反が生じないよう適切に管理を行っている。また、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき、定例理事会において日本馬術連盟役員の就業・利益相反取引等について審議し、承認を受けている。	役職員倫理規程、会員倫理規程、定例理事会議事録
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーを策定し、理事会承認を得て公表済み。	利益相反ポリシー

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	連盟倫理規程内に相談窓口・相談員が規定されており、相談員として男女それぞれ1名ずつが任命されている。会員及び職員において相談（通報）の必要が生じた際は、連盟公式サイト内に設置されている「倫理関係相談窓口・相談窓口メールアドレス」を通じて自由に相談員に相談（通報）できる体制となっている。なお連盟倫理規程内において相談者に対する不利益扱い禁止条項が規定されている。 参考URL: https://www.equitation-japan.com/about_08.html	役職員倫理規程、会員倫理規程、倫理関係相談窓口公式サイト案内
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	相談窓口・相談員の上位調査機関として、経営陣から独立した中立的な立場の倫理委員会が設置されており、委員会の有識者構成員として弁護士2名が任命されている。	役職員倫理規程、会員倫理規程、本部委員会委員名簿
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手順を定め、周知すること	懲罰制度及び処分規定は役職員倫理規程及び会員倫理規程内に定められており、懲罰対象となる事案が生じた都度、倫理委員会が聴聞等を経て処分（懲罰）内容を理事会に上申し、理事会及び社員総会において処分（懲罰）内容を決定している。	役職員倫理規程、会員倫理規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	処分審査を行う倫理委員会の構成員に、専門性を有する弁護士2名が任命されており、中立性を原則とした審査を行っている。	本部委員会委員名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	連盟倫理規程内に「日馬連の最終的な処分決定に対し、当該者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に仲裁を付託することができる。」という自動応諾条項を定めている。また代表選手選考においては、選手に対して都度応諾している。	役職員倫理規程、会員倫理規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	連盟倫理規程内に「日馬連の最終的な処分決定に対し、当該者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に仲裁を付託することができる。」という自動応諾条項を定め、HPに公開している。 2021年4月1日より処分対象者に対する処分通知には、日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁が利用できる旨および手続きの期限について、書面をもって交付することとする。	役職員倫理規程、会員倫理規程
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	連盟内で起こりうる危機を想定し、危機管理マニュアルを策定。内容については事業推進本部の審議を得て承認されている。	危機管理マニュアル
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年間に不祥事が発生していないため非該当。不祥事が発生した場合の事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の策定といった一連の体制については、危機管理マニュアルにおいて構築されている。	危機管理マニュアル

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年間に於いて不祥事が発生していないため非該当。危機管理及び不祥事対応として倫理委員会委員がその任を負う。倫理委員会委員には有識者構成員として弁護士2名が任命されている。	本部委員会委員名簿
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	連盟に加盟する基盤団体（県馬連及び組成団体）の権利及び義務、そして連盟への事業協力や役員の推薦については、規約において明確に規定されている。なお、各基盤団体に対しては、2019年度に倫理規程及び倫理委員会の整備状況の調査を行い、未整備の団体に対しては、2020年度中に整備を完了するよう指導・アドバイスを行った。	規約、地方組織との関係図、基盤団体あて通知文書
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	地方組織へのコンプライアンス教育については、2021年に役職員倫理規程を改正した後、2021年秋頃に倫理委員会において実施計画を立案し、コンプライアンス強化の情報提供を行う予定。	